

(案)

令和7年度茨城県国民健康保険 かかりつけ医及び地域の薬局と連携した保健事業 業務委託仕様書

本事業の受託者は、次により業務を行うものとする。

1 委託業務名

令和7年度茨城県国民健康保険 かかりつけ医及び地域の薬局と連携した保健事業業務

2 目的

健康寿命の延伸や医療費適正化のため、保険者の疾病予防・健康づくりの取組は重要性が増している。

保険者においては、特定健診の実施や未受診者への受診勧奨、必要な受療を受けていない者への受療勧奨、生活習慣改善の指導等の保健事業等の医療費適正化に取り組んでいる。

これまでの特定健診未受診者の理由調査では、医療機関通院中のため、特定健診を受診していないという理由が最も多かった。

このため、通院中の被保険者と接する機会のある地域の薬局と連携し、被保険者に必要な保健事業の案内や勧奨等保健事業の推進を図る。

3 委託業務内容

(1) 勧奨リーフレットのデザイン作成

特定健診の受診率向上に寄与するように、対象者の行動変容を促すデータやメッセージ文の作成を含めた受診勧奨リーフレットのデザインを作成する。

- ・サイズ及び色数 A3判2つ折り、両面フルカラー
- ・委託者から提供される各市町村の医療機関情報等のデータを差し込むことが可能なデザインを作成すること。

(2) 勧奨リーフレットのエクセルファイル作成

作成したすべての勧奨リーフレットについて、実際の勧奨リーフレットと同様のエクセルファイルを作成する。

- ・作成するエクセルファイルは、各モデル市町村の医療機関情報等のデータを差し込んだものとし、リーフレットごとに1つのエクセルファイルとすること。また、各モデル市町村による編集作業が可能なエクセルファイルとすること。

(3) 勧奨リーフレットの印刷

受診勧奨リーフレットの印刷及び折り込みをする。

- ・サイズ及び色数 A3判2つ折り、両面フルカラー
- ・印刷部数 上限3,500部

(案)

- ・印刷に当たっては、印字及び色について、受託者は委託者に対して、校正を2回以上実施し、委託者の承認を得ること（委託者が問題ないと判断した場合は、1回で校正を終了する場合がある）。

(4) 勸奨リーフレットの送付

受診勸奨リーフレットの送付をする。

- ・印刷及び折り込みをした受診勸奨リーフレットについて、公益社団法人茨城県薬剤師会に送付すること。

(5) 効果検証の実施

業務終了後、受診勸奨を実施したことによる効果を検証し、委託者に報告する。

- ・効果の検証に必要な情報がある場合には、委託者が受託者に提供する。

その他、業務内容やスケジュール等について変更や疑義がある場合は、随時、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

4 実績報告

業務終了後、速やかに、作成したすべてのエクセルファイル及び報告書について、県国保室へ提出すること。また、報告書についてはPDFにて提出すること。期限は令和8年3月31日（火）までを厳守すること。

- ①受診勸奨リーフレット（エクセルファイル）
- ②業務実施報告書（様式任意）
- ③業務完了報告書（契約書様式）

5 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

6 留意事項

- (1) 業務の実施に当たって、業務内容を十分に理解し、委託者と連絡を密に取りながら、誠実に履行すること。
- (2) 受託中に知り得た情報は適正に管理し、漏洩、不正使用を行わないこと。なお、当該契約が履行された後においても同様とする。
- (3) 当委託事業契約により作成された成果品、契約の遂行過程で生じたすべての著作権は、原則、すべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の当該著作権に係る行為について著作者人格権を行使しないものとする。
なお、契約時に成果品の著作権の帰属を委託者及び受託者の共有とする場合は、この限りではない。

(案)

- (4) 受託者は、本委託業務の実施に当たり、受託者の責めに帰する事由により県に損害を与えた時や、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、委託者の事前の承諾なく、契約上の地位を受託者の関連企業等を含め第三者に承継させ、あるいは契約によって生じる権利及び義務の全部または一部を第三者に譲渡し、若しくは委託等により引き受けさせ、又は担保に供してはならない。契約にあたっては、企画提案などの内容について委託候補者との協議により、必要に応じて修正できるものとする。
- (6) 本事業の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法や利便性・効果を損なうことのない代替案等があれば、適宜提案すること。

7 委託料の支払方法

委託料は、本委託業務完了後に精算払いとする。

8 その他

- (1) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対し業務の進捗状況及び情報について報告を求めることが出来る。
- (2) 当仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、随時、県及び受託者が協議して決定する。